

醍醐寺蔵帝釈天騎象像に関する一考察

町田大悟

(大阪大学大学院/福井県立若狭歴史博物館)

醍醐寺は、理源大師聖宝が笠取山上に開いた草庵に端を発し、延喜7年(907)に醍醐天皇の御願寺となり、当代有数の真言寺院として発展を遂げた。

この醍醐寺に伝来する帝釈天騎象像は、密教図像に依拠した帝釈天の彫刻作例として、注目されてきた。先行研究では主に制作年代と図像的典拠の考察がなされ、延喜13年(913)以前に完成した上醍醐五大堂・薬師堂安置の諸像との類似から、本像の制作年代は延喜13年頃とみられている。図像解釈に関しては、空海請来の『十天形像』や『金剛頂瑜伽護摩儀軌(護摩儀軌)』の所説に依拠することや東寺講堂像を模倣した可能性が指摘される。しかし、近年では制作年代について異議が呈されるほか、本像の具体的な制作契機や機能は不明な点が多く、研究の余地がある。そこで本発表では、改めて造形様式から制作年代を検討し、図像表現に注目して造像背景の一端を明らかにすることを目指す。

まずは、制作年代の再検討を行う。本像は、従来類似が指摘される作例よりも量感を減じた体軀を持ち、下膨れの面貌表現については延長3年(925)以前の制作とみられている醍醐寺清瀧宮如意輪観音像や天徳年間(957～961)に制作された醍醐寺千手観音像との類似が見いだせる。また、翻波式衣文を持たないことから、発表者は本像の制作年代を十世紀第二四半期頃と考える。

次いで、図像表現と使用儀礼についての考察を行う。本像は、図像表現が東寺講堂像に類することが指摘されてきた。しかしながら、本像が漆箔仕上げであることや、第三眼を持たない特徴など、東寺像と異なる特徴も散見される。このことについて、東寺講堂像を基本としながらも、『護摩儀軌』の所説を忠実に取り込んだものと位置づける。また、左脚を踏み下げ象に乗る帝釈天の内、伝不空訳『十二大威徳天報恩品(大威徳報恩品)』において、帝釈天は護国的機能に加えて攘災・息災に効果があると説かれ、独尊での供養法が説かれる点に注目する。醍醐寺は醍醐天皇御願の薬師堂・五大堂の造像に関して護国的機能を求めた可能性が指摘されており、寺院自体に国家鎮護を祈念する性格があると言える。この特徴は『大威徳報恩品』の所説とも符合し、本像が攘災・息災を目的とする帝釈天供の本尊として制作された可能性を指摘したい。

最後に、造像契機についての試案を提示する。平安時代の帝釈天信仰の実態は判然としないものの、嘉祥3年(851)に仁明天皇不予に際して修された帝釈天供の存在が注目される。醍醐天皇は承和の先例として仁明天皇の治世を先例として参照していたことが知られ、仏教儀礼に関しても仁明天皇の先例を参照していた。帝釈天供についても、延長5年(930)の醍醐天皇不予に際して修されたと考える。本像と同様の傾向は醍醐寺の御願造営にも認めることができ、醍醐天皇の仁明朝憧憬の姿勢は、上醍醐寺全体の伽藍構想に及んでいた可能性を提示する。